

交野市住宅取得流通促進支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交野市補助金交付規則(昭和48年規則第5号)に定めるもののほか、住宅の取得等に関する費用補助の交付について必要な事項を定めることにより、空き家発生の未然防止に繋がる中古住宅の流通促進に資するだけでなく、子育て世帯に温かい社会づくりを目指し少子化対策の一翼を担うことで、交野のまちの活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)補助金

交野市住宅取得流通促進支援事業補助金をいう。

(2)申請者

補助金の交付を受けようとする者をいう。

(3)築年数

当該住宅が建てられた時点から事業年度の前年度の4月1日が属する年の12月31日時点までの経過年数をいう。

(4)住宅取得

築年数10年以上の住宅を売買、相続、贈与により住宅(建物)の所有権を取得することをいう。

(5)基準日

申請者が今回取得した住宅のある場所に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行った(以下「住民票の異動」という。)日をいう。

(6)事業年度

当年度の4月1日から翌年3月31日までをいう。

(7)申請対象期間

事業年度の4月1日が属する年の1月1日から、その年の12月31日までをいう。

(8)市外転入

基準日において、前1年間、継続して1年以上市外に居住する者が、今回の異動に伴い、新たに市内に住宅を取得し、転入することをいう。

(9)市内異動等

市外在住期間が1年未満など市外転入に該当しないことのほか、基準日において、前1年間、1日以上交野市内に居住する又は居住した者が、今回の異動に伴い、新たに市内に住宅を取得し、異動することをいう。

(10)建替え

申請者が住宅取得を行い、その住宅を解体後、申請者及びその属する世帯が居住の用に供するための住宅を建築することをいう。

(11)戸建て

共用部分がなく、住戸が直接道路や敷地内通路に面しており、階層を隔てて住戸が分かれていない住宅のことをいう。

(申請対象者)

第3条 補助金の申請をできる者は、事業年度の前年度の4月1日が属する年の1月1日以降に交野市内で居住することを目的に新たに住宅取得をした者(以下、「住宅取得者」という。)とする。ただし、今回の取得以前に交野市内において、申請者又はその配偶者の自己又は共有名義の住宅に住んでいた者は除く。

- 2 前項に定める住宅取得者のうち、取得した住宅以外に、既に申請者又はその配偶者の自己又は共有名義の居住用の住宅が市内にある者は除く。
- 3 補助対象となる住宅が複数人による共有名義であっても、1軒の住宅に対し、補助金を申請できる者は1人とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1)申請者が、申請対象期間内に本市で住民票の異動を行っていること。
- (2)市税等を滞納していないこと。
- (3)申請者及びその属する世帯の構成員の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第6号に規定する暴力団員及び交野市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (4)申請者及びその属する世帯の構成員の全員が、過去に、この補助金のほか、交野市同居・近居促進事業補助金又は交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象となる住宅取得)

第5条 補助金の交付対象となる住宅取得は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)申請者及びその属する世帯が居住するために取得した住宅で、申請者の名義で所有権移転登記をしていること。
 - (2)住宅取得による所有権の取得日については、事業年度の前年度の4月1日が属する年の1月1日以降であること。
- 2 前項第1号に掲げるもののうち、売買により取得した住宅を建替えた場合において、取得及び解体した住宅の所有権移転登記が確認できない場合、所有権を有した証明が可能であること。

(補助対象となる建築物)

第6条 補助金の交付対象となる建築物は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)建物の延べ床面積の半分以上が住宅用となる建物であること。
 - (2)建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令に基づき適正に建築された住宅で、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例が定められている地域にあっては、当該条例に適合すること。
 - (3)昭和56年6月1日以降に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けた建築物であること。
 - (4)国、大阪府又は本市の住宅取得に係る他の補助を受けた場合は、当該補助の対象となった部分を除いていること。
- 2 前項第3号に掲げるもののうち、昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けている建築物である場合は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。
- (1)建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者により耐震性について確認されているものであること。
 - (2)申請者が取得後に建替えを行い、建替え後の住宅が前項に掲げる要件を全て満たすものであること。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の基本金額は、今回取得する住宅の形態に応じ、次のとおりとする。

- (1)築年数が10年以上15年未満の戸建て住宅 5万円
 - (2)築年数が15年以上30年未満の戸建て住宅 20万円
 - (3)築年数が30年以上の戸建て住宅 40万円
 - (4)築年数が10年以上の戸建て住宅以外の住宅 5万円
- 2 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けた建築物である場合、補助金額に40万円を加算するものとする。

- 3 申請者が市外転入の場合、補助金額に5万円を加算するものとする。
- 4 申請者が市外転入で、かつ申請者が属する世帯に中学生以下の子どもがいる場合は、補助金額に中学生以下の子ども(出生前の子どもは含まない。)の人数に5万円を乗じた額を加算するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、交野市住宅取得流通促進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合は、市長が適当と認める書類等の添付を省略することができる。

- (1)補助交付要件調書
 - (2)誓約書(様式第2号)
 - (3)申請者が属する世帯の本市における住民票(世帯全員分記載)の写し等
 - (4)申請者の所有権を証明する建物登記簿の全部事項証明書等
 - (5)建築基準法が定める検査済証の写し又は建築計画概要書の写し等
 - (6)申請者の市税全ての滞納がないことを証明できる書類
 - (7)住宅の建築状況がわかる写真
 - (8)その他、市長が必要と認めるもの
- 2 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けた建築物は、耐震基準適合証明書を添付しなければならない。
 - 3 第1項第4号、第5号に定めるもののうち、建替えを行った場合は次の各号に定める書類を全て添付しなければならない。
 - (1)申請者の所有権を証明する建物登記簿の閉鎖事項証明書
 - (2)建替え後の住宅の建物登記簿の全部事項証明書
 - (3)建替え後の住宅の建築基準法が定める検査済証の写し
 - 4 前項に定めるもののうち、売買により取得した住宅を建替えた場合において、取得及び解体した住宅の所有権移転登記が確認できない場合、所有権を有した証明となるものを添付しなければならない。
 - 5 第7条第3項に規定する加算を適用する場合は、申請者が市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる住民票除票の写し又は戸籍の附票の写し等を添付しなければならない。
 - 6 第1項第3号、第4号、第6号、及び第3項第1号、第2号、及び第5項に定める書類は発行から3か月以内のものを添付しなければならない。
 - 7 前項に掲げる書類のうち、申請者がコピーを準備した場合、内容に相違がないことの確認を行った場合は、コピーの添付を可とする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交野市住宅取得流通促進支援事業補助金交付決定・却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、当該決定を受けた後に、第8条の規定による申請内容を変更又は取り下げようとするときは、交野市住宅取得流通促進支援事業補助金変更等申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、結果を交野市住宅取得流通促進支援事業補助金変更等承認・不承認通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、第9条の交付決定の通知を受けた日から14日以内に交野市住宅取得流通促進支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1)虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき

(2)前条第1項の請求を行わないとき

(3)この要綱及び関係法令に違反したとき

(4)前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき

2 市長は、前項の取消しをした時は、交野市住宅取得流通促進支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第14条 市長は、補助事業の適正な執行を期するために必要と認めるときは、補助対象者に対して調査することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。